

一般社団法人 日本バーテンダー協会 顕彰規定

第1章 総則

(顕彰の目的)

第1条 この顕彰規定は、一般社団法人 日本バーテンダー協会定款に謳う食品衛生の推進、職場における衛生的環境の確保に尽力された会員で、組織活動を通じて協会の発展向上に功績が認められた会員に対して、公正なる顕彰を実施する事を目的とする。

(顕彰の種別)

第2条 顕彰の種別を次の6種とする

- (1) 会長表彰
- (2) ベストバーテンダー
- (3) N.B.A.国際賞
- (4) グランバーテンダー
- (5) ミスターバーテンダー
- (6) 統括本部・支部顕彰

第2章 顕彰の諸別による受賞資格

(受賞者資格)

第3条

1. 会長表彰

顕彰規定第1条の目的に該当し、次の要件を満たす者。

(条件)

- (1) 会員歴15年以上で、支部、統括本部、協会役員歴が10年以上であること。
- (2) 協会、統括本部、支部の周年記念行事の際に、条件(1)の要件を満たし、且つ優秀なる会員に対して授与する。
- (3) 統括本部長、常任幹事、支部長が適当と認め推薦を受けた者。

(調査採決)

総務局に申請書類を提出、顕彰委員会はこれを受け審査、採決し会長に申請する。

(贈呈式)

贈呈式は全国通常総会又は統括本部、支部の記念行事の会場で行うものとし、表彰状を贈るものとする。

2. ベストバーテンダー

顕彰規定第1条の目的に該当し、その人格、識見、教養がベストバーテンダーに値し、協会活動に寄与し、次の条件を満たす者。

(条件)

- (1) 会員歴15年以上、支部、統括本部、協会、役員歴(現役)が10年以上で、I.B.A.認定インターナシヨ

ナル・バーテンドー資格証書を取得し、年齢が満40歳以上、満55歳未満であること。

ただし、特に事情のある場合に限り、上限年齢を過ぎても統括本部長の推薦を受け、顕彰委員会にて審議の上、会長に申請する。

(2) 統括本部長、常任幹事が適当と認め推薦を受けた者。

(3) 原則として本条第1項の受賞又はこれに準ずる賞を受けた者。

(調査採決)

統括本部別に割り振られた受賞人数の範囲内で、統括本部長が署名捺印した指定の申請書類を総務局に提出し、総務局長は記録と照合、調査確認の上、これを顕彰委員会に提出、同委員会は会長に申請するものとする。

(贈呈式)

贈呈式は、全国通常総会の会場で実施するものとし、副賞としてベストバーテンドー顕彰楯、メダル並びにバッジを贈呈する。

3. N.B.A.国際賞

人格、識見、教養、技術に秀で、特に国際活動を通じて協会の名を内外に高めた会員に対して授与する。

(条件)

(1) 会員歴が6年以上で、I.B.A.認定インターナショナル・バーテンドー資格証書を取得し、満26歳以上であること。

(2) 原則として、I.B.A.公認の競技会において、総合第3位以上、及び技術部門で第1位の成績を収めた者。

(調査採決)

顕彰委員会において、調査確認し、理事会の了承を経て会長に申請する。

(贈呈式)

贈呈式は、全国通常総会会場又は協会記念行事の会場で実施するものとし、N.B.A.国際賞顕彰楯及びバッジを贈呈する。

4. グランバーテンドー

顕彰規定第1条の目的に該当し、その人格、識見、教養がグランバーテンドーに値し、次の条件を満たす者。

(条件)

(1) 会員歴30年以上、支部、統括本部、協会役員歴(現役)20年以上、年齢満55歳以上であること。

(2) 原則として本条第1項～2項の受賞又はこれに準ずる賞を受けマイスター・バーテンドーの称号を取得している者。

(3) 顕彰委員会が現職の正・副会長、専務理事、常務理事、協会執行役員の内より特に功績のある会員を選考し、理事会の了承を経て会長に申請する。

(贈呈式)

全国通常総会又は協会記念行事の会場で実施するものとし副賞として準ミスター顕彰メダル、バッジを贈呈する。

5. ミスターバーテンドー

顕彰規定第1条の目的に該当し、その人格、識見、教養、協会への功績がミスターバーテンドーに値し、次の条件を満たす者。

(条件)

(1) 会員歴30年以上、支部、統括本部、協会役員歴25年以上で、年齢60才以上であること。

(2) マイスターバーテンドーの称号を取得し、準ミスターバーテンドーの賞を受けた協会名誉会員であること。

(3) 協会会長に在職した者及び会長職務を凌駕する功績が認められ常務理事以上の役職を全うした会員が、勇退された後に受賞の対象となる。

(4) 顕彰委員会が提議、理事会が適当と認めて推薦を了承し、会長が承認した者。

(贈呈式)

全国通常総会又は協会記念行事の会場で実施するものとし、副賞として次のものを贈呈する。

チルトン杯（持ち回り杯につき、返還に併せてレプリカを贈呈する）及び 顕彰メダル、顕彰バッジを贈呈する。

6. 統括本部、支部顕彰

一般社団法人 日本バーテンダー協会の公益法人たる目的に協力、協会の発展向上に寄与し、業界の自主衛生管理指導に功績のあった統括本部、支部で次の条件を満たした場合。

(1) 協会の周年記念行事毎に、会員を著しく増員した支部（協会会長表彰）

(2) 協会の周年記念行事毎に、会員を著しく増員した統括本部（協会会長表彰）

(3) 顕彰委員会が提議し、理事会の了承を経て決定する。

第3章 申請に要する書類等

(申請書類等)

第4条 被受賞者は、次の書類（ベストバーテンダー等、指定のある場合は従うこと）等を顕彰委員会へ提出するものとする。

1. 履歴書（最終学歴、職歴、協会会員歴、役員歴、受賞歴及び他の受賞歴）等

2. 写真 2枚（縦4cm×横3cm）

3. 検定資格取得証書 1通（コピーでよい）

4. 所属長推薦書 1通

（協会宛の申請書は統括本部長の署名捺印を要す）

5. 住民票又は戸籍抄本 1通

付 則

(1) 本規定に定めなきものは顕彰委員会の議決による。

(2) 本規定を改正せんとする時は顕彰委員会において審議し、理事会の議決を経て会長に報告するものとする

(3) 本規定の各種顕彰の遺贈は禁止するものとする。

(4) 本規定は2006年10月28日より施行する。

(5) 本規定が施行される以前からの永きにわたり協会への功績が認められる名誉会員への顕彰においては、準ミスターバーテンダーさらにミスターバーテンダーの顕彰に限り顕彰委員会において審議し、理事会の決議を経て会長に報告するものとする。

(6) 付則の(5)を2009年10月31日より追加する。

(7) 本規定は2010年10月30日より施行する。